医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号までの規定に該当する診療所の基準 新旧対照表

改正後	現行
1. 目的	1. 目的
(略)	(略)
2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準	2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準
(1)(略)	(1)(略)
(2) 規則第1条の14第7項第2号関係	(2)規則第1条の14第7項第2号関係
へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において	へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域におい
良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の	て良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以
診療所であって次のいずれかに該当すること。	外の診療所であって次のいずれかに該当すること。
<del>(ア)</del> <u>ただし、本</u> 大阪府においては、へき地の医療 <u>及び救急医療</u> に該当す	<u>(ア)</u> 大阪府においては、へき地の医療に該当する診療所はないものと
る診療所はないものとして取り扱う <u>ものとする</u> 。	して取り扱う。
(アイ) 小児慢性特定疾患(平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第	( <u>イ</u> ) 小児慢性特定疾患(平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第
23 号)の治療のための病床を必要とする診療所。	23 号)の治療のための病床を必要とする診療所。
( <mark><u>イ</u>ウ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。</mark>	( <mark>ウ</mark> ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。
(3)(略)	(3)(略)
3.療養病床又は一般病床を設けることができない場合	3.療養病床又は一般病床を設けることができない場合
(1)(略)	(1)(略)
(2) 「規則第 <b>1</b> 条の <b>14</b> 第 <b>7</b> 項第 <b>1 <del>号項</del>又は第<b>2</b> 号に該当する場合におけ</b>	(2) 「規則第 <b>1</b> 条の <b>14</b> 第 <b>7</b> 項第 <b>1</b> 項又は第 <b>2</b> 号に該当する場合におけ
る診療所の療養病床又は一般病床の設置に関する指導指針」に定める事	る診療所の療養病床又は一般病床の設置に関する指導指針」に定め
前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に該当す	る事前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に
る場合。	該当する場合。
(略)	(略)
(3)(略)	(3)(略)

## 4. その他

- (1) 2に該当する場合には、<u>当該二次医療圏域ごとの保健医療協議会の意見聴取を経た後に、</u>大阪府医療審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)の議を経て療養病床又は一般病床を設けることができる。
- (2) 知事は2又は3に該当するかどうか判断しかねる場合には、<u>審議会</u>で 審議し決することとする。
- (3) 2 (3) (オ) に反して自主的に廃止しない場合には、<mark>審議会</mark>の議を経て、規則第**1**条の**14** 第**7**項に該当しない診療所である旨を通達する。

## 4. その他

- (1) 2に該当する場合には、大阪府医療審議会(以下「<u>医療審</u>」という。) の議を経て療養病床又は一般病床を設けることができる。
- (2) 知事は2又は3に該当するかどうか判断しかねる場合には、<u>医療審</u>で審議し決することとする。
- (3) 2 (3) (オ) に反して自主的に廃止しない場合には、<u>医療審</u>の議 を経て、規則第 1 条の 14 第 7 項に該当しない診療所である旨を通達 する。